



飲食組合ペディア

分っているようで、よくわからない用語や名称、
飲食業に関する法律や組織など、
書き出してみました。

長野県飲食生同(平成 24 年 4 月 10 日資料)

□長野県飲食業生活衛生同業組合

- 非営利法人で、長野県知事の認可団体。昭和 51 年に設立。
- 国の管轄は厚生労働省・健康局・生活衛生課。
- 設立当初の名称、長野県飲食業環境衛生同業組合（略称：環同）から、平成 12 年の法改正に従い、環境衛生から生活衛生に変更（略称：生同）。略称が飲食の組合ということが分りにくかったため、平成 12 年に「飲食生同」と親しみやすい名称に変更。

□生活衛生同業組合

- 生活衛生同業組合とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づいて政令で定められている「生活衛生関係営業」ごとに設立されている組合です。
- 各都道府県に 1 業種 1 団体のみしか組織できません。
- それを束ねる中央組織として「生活衛生同業組合連合会」があります。
- 【根拠法】生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第 3 条

□生活衛生関係営業

- 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で定められている公衆衛生を基本とする業種で、18 業種あります。
- 18 業種は、<サービス業>◎理容店 ◎美容店 ◎興行場（映画館） ◎クリーニング店 ◎公衆浴場（銭湯）◎旅館・ホテル ◎簡易宿泊業 ◎下宿営業、<飲食業>◎鮎店 ◎めん類店（そば・うどん店） ◎中華料理店 ◎社交業（スナック・バーなど）、◎料理店（料亭など）◎喫茶店 ◎その他の飲食店（食堂・レストランなど）、<販売業>◎食肉販売店 ◎食鳥肉販売店 ◎冰雪販売業（氷屋）
- その業種を統括する団体は「生活衛生同業組合」を持ち、生活衛生同業組合は「全国生活衛生同業組合中央会」とそれを組織する 16 の「生活衛生同業組合連合会」で構成されています。
- 長野県は 11 の業種のみです。（5 業種はありません）
- 生衛業、生活衛生業ともいいます。
- 【根拠法】生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 第 53 条
- 全国飲食業生活衛生同業組合連合会（全飲連）は、各都道府県の会員数の総計 12 万を超える飲食業界としては最大の団体です。また、他の生活衛生同業組合連合会の中でも最大組織です。

□生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

- （昭和 32 年 6 月 3 日法律第 164 号）は、生活衛生関係の営業に関する法律。
- 制定当初の名称は**環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律**（環衛法）。
- 2000 年（平成 12 年）に行われた一部改正（法律第 39 号）により、法令名が変更された。環境衛生→生活衛生
- 目的** …公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における適度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することが目的である。
- 通称・略称は「生衛法」 法令番号 昭和 32 年法律第 164 号
- 関連法令（営業六法）／公衆浴場法、旅館業法、クリーニング業法、興行場法、理容師法、美容師法、**食品衛生法**

□全国生活衛生営業指導センター

- 全国生活衛生営業指導センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づいて設立された厚生労働省所管の財団法人。
- 【概要】は「生活衛生関係営業全般の情報・資料収集や提供」、「調査研究」、「都道府県生活衛生営業センターの連絡調整・指導」、「生活衛生同業組合連合会の相互連絡・指導」、「クリーニング師研修やクリーニング所業務従事者講習等の開催」

□長野県生活衛生営業指導センター

- 各都道府県に一つ設立された機関です。
- 財団法人組織（平成 24 年度に公益財団法人に移行）、生活衛生関係営業の専門指導機関として、知事の指定を受けています。
- 主な仕事は
 1. 経営相談／「経営相談室」事業によって、経営・税務・融資・衛生など生衛業の経営全般にわたる相談を行っています。
 2. 融資相談／店舗の新築、増改築や設備の更新又は経営の近代化、合理化のために資金が必要な場合に融資相談を行います。
※日本政策金融公庫「国民生活事業」資金の融資申込手続きや書類作成などについて、指導しています。
 3. 標準営業約款【Sマーク】の登録／厚生労働大臣認可の標準営業約款制度は、現在、理容、美容、クリーニング、めん類飲食、一般飲食の 5 業種。
 4. 講習会・研修会の開催
 5. 利用者または消費者の苦情等に関する相談処理／利用者または消費者の苦情やトラブルの相談。

□「振興計画」と「振興事業貸付」

- 組合が生衛法に基づいて厚生労働省が定めた「振興指針」により「振興計画」を策定し、認定を受けた組合が振興事業を推進することで、日本政策金融公庫から有利な条件（運転資金も可）で融資が受けられます。
- 簡単にいうと、組合が振興計画を策定し振興事業を行うことによって、組合員は日本政策金融公庫の低金利な融資が受けられます。

振興指針とは…。

- 振興指針の目的／生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とする。
- 振興指針の性格
 - (1) 業界全体の振興を図るための指針
 - (2) 生活衛生同業組合が策定する振興計画の認定基準
- 厚生労働大臣が設定し、対象は生衛業 16 種類

振興計画とは…。

- 振興計画の策定目的は、組合がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。
- 策定は生活衛生同業組合
- 振興計画の記載事項
 - (1) 振興事業の目標
 - (2) 振興事業の内容及び実施時期
 - (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等
- 振興計画は厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

振興事業に対する国の特別配慮…。

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

※さらに、長野県知事から囑託されている「生活衛生営業特別相談員（特相）」（現在 8 名）が、組合員の経営・融資相談に応じますが、この特別相談員から一定の期間経営指導を受ければ、無担保・無保証の融資（但し、従業員 5 名以下の小企業が対象。「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）」）を受けられる特典もあります。

※また、他にも金融の環境変化に対応して、逐次特別貸付の枠を設けるなど政策融資や、独立開業をめざす方対象の「独立開業資金」の貸付もあります。